

やすらぎ園ショートステイ 料金表(令和元年10月1日より)

★保険適用利用料

※法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

①利用料(1日あたり)

要介護度等区分	①利用料	②機能訓練体制加算	③看護体制加算(Ⅰ)	④看護体制加算(Ⅱ)	⑤夜勤職員配置加算(Ⅳ)	⑥サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	①～⑥合計			
							1割	2割	3割	
介護予防	要支援1	¥514	¥12			¥18	¥544	¥1,088	¥1,632	
	要支援2	¥638	¥12			¥18	¥668	¥1,336	¥2,004	
介護給付	要介護1	¥684	¥12	¥4	¥8	¥20	¥18	¥746	¥1,492	¥2,238
	要介護2	¥751	¥12	¥4	¥8	¥20	¥18	¥813	¥1,626	¥2,439
	要介護3	¥824	¥12	¥4	¥8	¥20	¥18	¥886	¥1,772	¥2,658
	要介護4	¥892	¥12	¥4	¥8	¥20	¥18	¥954	¥1,908	¥2,862
	要介護5	¥959	¥12	¥4	¥8	¥20	¥18	¥1,021	¥2,042	¥3,063

②加算

- 医療連携強化加算 1日につき1割 ¥58、2割 ¥116、3割 ¥174
急変の予測や早期発見等のため、看護職が定期的に巡視を行い、あらかじめ緊急やむを得ない場合の対応を取り決め利用者から合意を得ており、喀痰吸引をしている状態など厚生労働大臣が定める状態にある場合。
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日につき1割 ¥200、2割 ¥400、3割 ¥600
認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると医師が判断した場合(7日間を限度)。
- 若年性認知症利用者受入加算 1日につき1割 ¥120、2割 ¥240、3割 ¥360
若年性認知症利用者に対して、個別の担当者を定めサービスを提供した場合。
(認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。)
- 利用者に対して送迎を行う場合 片道につき1割 ¥184、2割 ¥368、3割 ¥552
- 緊急短期入所受入加算※ 1日につき1割 ¥90、2割 ¥180、3割 ¥270 (利用開始より7日間を限度)
介護支援専門員が緊急の利用を認め、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合。
(やむを得ない事情がある場合は14日間を限度)
- 長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合 1日につき1割 △ ¥30、2割 △ ¥60、3割 △ ¥90
連続して30日を超えて利用した場合。
- 療養食加算 1回につき1割 ¥8、2割 ¥16、3割 ¥24
医師の指示等に基づく療養食を提供した場合。(1日につき3回を限度)
- 在宅中重度者受入加算※
利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に健康上の管理等を行わせた場合
看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 1日につき1割 ¥413、2割 ¥826、3割 ¥1,239
- 認知症専門ケア加算(Ⅰ・Ⅱのいずれか)
(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ) 1日につき1割 ¥3、2割 ¥6、3割 ¥9
認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が2分の1以上であって、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を基準以上配置し、ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合。
(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ) 1日につき1割 ¥4、2割 ¥8、3割 ¥12
認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、介護・看護職員毎の研修計画を作成の上、研修を実施または予定している場合。
- 介護職員処遇改善加算(支給限度額管理対象外)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき 1割 + 所定単位数 × 83/1000、2割 + 所定単位数 × 83/1000 × 2、3割 + 所定単位数 × 83/1000 × 3
- 介護職員等特定処遇改善加算(支給限度額管理対象外)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき 1割 + 所定単位数 × 27/1000、2割 + 所定単位数 × 27/1000 × 2、3割 + 所定単位数 × 27/1000 × 3

注 1. ※印の加算については介護給付のみの対象となります。
2. 上記の加算については、職員配置の状況等により変動することがありますのでご了承ください。

★保険外利用料 (介護保険給付対象外のご利用の場合、介護サービス料金は10割負担となります)

① 滞在費、食費

段階	滞滞在費	食費
第1段階 ・市町村民税世帯非課税者の高齢福祉年金受給者 ・生活保護者 ・境界層該当者	¥820	¥300
第2段階 ・市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者 ・境界層該当者	¥820	¥390
第3段階 ・市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の者 ・境界層該当者 ・市町村民税課層における特例減額措置の適用がある者	¥1,310	¥650
第4段階(基準額)	¥2,006	¥1,392

注 1. 外出等で食事を利用されない場合、毎食の2時間前に申し出があれば料金はかかりません。
2. 食費と滞在費は各段階に応じて上記の料金(日額費用)を負担していただきます。上記の所得段階は負担限度額の認定を受けての利用料となります。毎年所得を見直すための更新申請を行うため、段階が変更になる場合もありますのでご了承ください。

- ② テレビ使用料 1日につき ¥100
滞在中、テレビの使用を希望される場合。